

船舶検査心得

○1-1 船舶安全法施行規則

(傍線は改正部分)

新	旧	備考
第1章～第2章の5(略)	第1章～第2章の5(略)	
第3章 検査	第3章 検査	
第1節～第3節(略)	第1節～第3節(略)	
第4節 検査申請の手続き	第3章 ばら積み液体危険物の運送	
<p>(検査申請書)</p> <p>31.1(a)(略)</p> <p>(b) 液化ガスばら積船の第1回定期検査において次の(1)から(6)までに掲げる事項については、「最初の積み込み及び取卸しを開始する日」の時期に臨時検査を指定すること。ただし、同一造船所、かつ、同一タンクメーカーにより建造された同一設計の船舶であつて、第2船目以降のものについては、第1回定期検査時に第1船の試験結果の資料を確認し、差し支えないと認められる場合は、臨時検査の指定を要しない。<u>なお、船級船の場合は、船級協会報告書に次の(1)から(6)までに掲げる事項のうちいずれか一以上の事項を指示した旨の記載があることを確認し、船舶検査証書を交付すること。</u></p> <p>(1) <u>IGCコード4.20.3.4に基づく貨物タンク及び支持構造の応力レベルの確認(新型式のタイプB独立型タンク、IGCコード4.27に基づき限界状態設計された新型式の貨物タンク又は支持構造及び付属品の配置が特殊なタイプC独立型タンクを有する船舶であつて応力レベルの確認を要するものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>IGCコード4.20.3.5に基づく貨物の積み込み及び取卸し中の貨物格納設備全体の有効性の確認</u></p> <p>(3) <u>IGCコード4.20.3.6に基づく当該設備の熱出力及び熱分布の確認(船体強度部材が最低許容温度より低くならないよう当該部材を加熱する装置を有する船舶に限る。)</u></p>	<p>(検査申請書)</p> <p>31.1(a)(略)</p> <p>(b) 液化ガスばら積船の第1回定期検査において次の(1)から(3)までに掲げる事項については、「最初の積み込み及び取卸しを開始する日」の時期に臨時検査を指定すること。ただし、同一造船所、かつ、同一タンクメーカーにより建造された同一設計の船舶であつて、第2船目以降のものについては、第1回定期検査時に第1船の試験結果の資料を確認し、差し支えないと認められる場合は、臨時検査の指定を要しない。</p> <p>(1) 貨物タンク及び支持構造の応力レベルの確認(タイプB独立型タンク又は貨物タンクの形状、支持構造及び付属品の配置が特殊なタイプC独立型タンクであつて、タイプB独立型タンクの基準が要求されるものを有する船舶に限る。)</p> <p>(2) <u>貨物の積み込み及び取卸し中並びに貨物を冷却して積載する貨物タンクにあつては、クールダウン時の貨物格納設備の有効性の確認</u> (新設)</p>	<p>MSC 107にて承認されたMSC.1/Circ.1669を反映。</p> <p>31.1(b)(1)及び(2)の記載についてはMSC.370(93)による改正内容を反映</p>

<p>(4) <u>IGC コード 4. 20. 3. 7 に基づく</u> 船体構造のコールドスポットの有無の確認(貨物を冷却して積載する貨物タンクを有する船舶に限る。)</p> <p>(5) <u>IGC コード 5. 13. 2. 5 に基づく</u> 弁、取付け物及び貨物又は蒸気を取扱うための関連の設備を含む管装置の通常の使用状態での作動確認</p> <p>(6) <u>IGC コード 13. 3. 5 に基づく</u> タンク溢れ出し防止装置に関連する貨物タンクのセンサの作動確認</p>	<p>(3) 船体構造のコールドスポットの有無の確認(貨物を冷却して積載する貨物タンクを有する船舶に限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
---	--	--

○5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

新	旧	備考
第1編～第4編(略)	第1編～第4編(略)	
第5編 雑則	第5編 雑則	
<p>(特別措置)</p> <p>390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間において運送する場合にあっては、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱い、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) 許可するに当たっては、危険物の容器、包装、標札等、表示、積載方法及び隔離並びに航路及び船舶の設備について必要な指示をすること。<u>この場合において、旅客の数が危告示第5条第4項に規定する数を超える旅客船によりガソリン又はLPGを運送するときは、次の指示を含めること。</u></p> <p><u>(イ) ガソリンの場合にあっては正味積載量800L以下に限る。</u></p> <p><u>(ロ) LPGにあっては正味積載量300kg(許容質量が50kg以下の弁保護キャップ付き高压容器を用いる場合にあっては、700kg)以下に限る。</u></p>	<p>(特別措置)</p> <p>390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間において運送する場合にあっては、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱い、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) 許可するに当たっては、危険物の容器、包装、標札等、表示、積載方法及び隔離並びに航路及び船舶の設備について必要な指示をすること。</p>	<p>ガソリン又はLPGを旅客船にて運送する場合であつて、旅客の数が危告示第5条第4項に規定する数を超える数を運送する場合の最低限の基準を明記</p>